

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(呼値)	(呼値)
第26条 (略)	第26条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 指数先物取引	(2) 指数先物取引
a~e (略)	a~e (略)
f 東証マザーズ指数、NYダウ及び台湾加權指数 1 ポイントとする。ただし、東証マザーズ指数に係るストラテジー取引については、 <u>0.5</u> ポイントとする。	f 東証マザーズ指数、NYダウ及び台湾加權指数 1 ポイントとする。ただし、東証マザーズ指数に係るストラテジー取引については、 <u>0.1</u> ポイントとする。
g~i (略)	g~i (略)
(3)~(5) (略)	(3)~(5) (略)
9~12 (略)	9~12 (略)
付 則	
1 この改正規定は、平成31年2月12日から施行する。	
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年2月12日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	